

一般財団法人 熊本県芸術文化振興会審査委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は一般財団法人熊本県芸術文化振興会定款第39条の規程に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(審査等)

第2条 委員会は、次の事項について、理事長の諮問に応じ審査する。

- 2 助成申請者の採否並びに助成(給与)額に関すること。

(議長等)

第3条 審査委員会に、議長及び副議長をおく。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 議長は、審査委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 審査委員会は、理事長が招集する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 3 審査委員会は、毎年前期(4月～9月)を1月～2月に受付し、3月に決定する。
後期(10月～3月)を7月～8月に受付し、9月に決定する。その他必要に応じて開催することができる。
- 4 審査委員会は、必要に応じ申込者に資料の提出を求めることができる。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は審査委員会の意見を聞いて理事会が定める。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。